

会津若松市介護人材就職支援金の支給に関する要綱

(令和7年3月31日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の介護事業所における介護人材の確保及び定着を促進し、介護サービスの安定的な提供を図るため、新規就労者に対し、予算の範囲内で会津若松市介護人材就職支援金（以下「支援金」という。）を支給することについて、会津若松市補助金等の交付等に関する規則（平成4年会津若松市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護事業所 会津若松市内に所在する事業所のうち、介護保険法（平成9年法律第123号。以下この号において「法」という。）又は会津若松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年会津若松市告示第85号。以下この号において「総合事業実施要綱」という。）の規定により、福島県知事又は会津若松市長から次のサービスを行う事業所又は施設として指定を受けているものをいう。
 - ア 法第8条第1項に規定する居宅サービス（居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）
 - イ 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス
 - ウ 法第8条第24項に規定する居宅介護支援
 - エ 法第8条第26項に規定する施設サービス
 - オ 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）
 - カ 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス
 - キ 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援
 - ク 総合事業実施要綱第3条第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる事業
- (2) 新規就労者 介護事業所を運営する法人等（以下「運営法人等」という。）に、期間の定めのない常勤職員（当該運営法人等が就業規則等において定める常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している職員をいう。）として、令和7年4月以降に新たに雇用された者であって、介護事業所に勤務するものをいう。ただし、以下に掲げる者を除く。
 - ア 市内の運営法人等に雇用されていた者であって、令和7年4月以降に市内の他の運営法人に新たに雇用されることとなるもの
 - イ 運営法人等の法人運営に携わる役員、施設長、副施設長等の管理職員である者

(支給対象者)

第3条 支援金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、運営法人等に雇用された新規就労者であって、以下のいずれにも該当するものとする。

- (1) 雇用開始から6月を経過した時点において、就労を継続していること。
- (2) 3年以上継続して勤務する意思を有していること。
- (3) 過去にこの要綱に基づき就職支援金の支給を受けていないこと。

(支援金の支給額)

第4条 支援金の支給額は、支給対象者1人につき10万円とする。

(支援金の申請)

第5条 支援金の支給を受けようとする支給対象者（以下「申請者」という。）は、会津若松市介護人材就職支援金支給申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に市長が指定する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(支援金の支給決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、支給の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により支援金の支給の可否を決定したときは、会津若松市介護人材就職支援金支給・不支給決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(支援金の支給辞退)

第7条 前条第2項の規定により支給決定を受けた申請者であって、次条に定める実績報告を行う前に離職したものは、速やかに会津若松市介護人材就職支援金支給辞退届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定による実績報告は、会津若松市介護人材就職支援金実績報告書（第4号様式）に関係書類を添えて、雇用開始から6月（試用又は見習い期間を含む。）を経過した日以降であって、市長が指定する期日までに行わなければならない。

(支援金の請求及び支払い)

第9条 支援金の交付決定を受けた交付対象者（以下「支給決定者」という。）は、前条に規定する実績報告及び支援金の支給に係る請求書（第5号様式）を市長に提出するものとする。なお、市長は、受注者からの適正な請求書の受理後30日以内に支援金を支払うものとする。

(決定の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給の決定を取り消し、すでに支援金を支給している場合にあっては、その額の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第3条に規定する要件を満たさないと認められたとき。
- (2) 虚偽又は不正の行為により支援金の支給を受けたとき。
- (3) 第8条に規定する期日までに、実績報告を行わないとき。
- (4) その他支援金の支給が不相当と認められたとき。

(返還請求)

第11条 前条の規定により返還を求める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 前条第1号の規定によるもの 全額とする。ただし、同条第1号の規定のうち、災害又は事業所の閉鎖等やむを得ない理由により就労が継続できないと市長が認める場合は、第4条に定める支援金の支給額を12で除した額に雇用開始日から経過した月数を乗じて算出された額とし、その額に100円に満たない端数がある場合はそれを切り捨てた額とする。
- (2) 前条第2号の規定によるもの 全額
- (3) 前条第3号の規定によるもの 全額
- (4) 前条第4号の規定によるもの 全額

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。